工場主側ニ於テ要求スル便宜ニ對シテ個々ノ問題ニ付キ此組合ノ意志トシテ争議ヲ當側ニ於テ應諾セザル前ニハ會員ヨリ一切ノ急ナル上申ヲ行ハズ此時ハ必ラズ此ノ當面ノ會ヲ經テ行フ懸案ヲ解決スルコト。

(二)、争議ニ對スル事業主側ノ意嚮

事業主側ハ最近同地方ニ於テ同盟罷業ノ頻発中會員ノ罷業労働組合出現シ工場従業者中該組合ヘ加入シタルモノ横暴不遜ノ態度多々アリ工業ニトリテ事業ノ便益上面白カラザルニヨリ此際斷然トシテ要求ヲ拒否シ當分ノ間工場閉鎖ヲ以テ之ニ對スル意嚮ヲ持ツモノ

三、其ノ他ノ労働者側

目下軍部ニアリテハ全工場内從業員ヲ約四千名程ニ擴張シ各方面ノ失業者ノ多数ヲ就業セシメテ居ル工場主側ノ抗議ニ依ッテ更ニ之ヲ罷業セシメ業務ヲ維持シテ居ル。

嘆願書に對する理由

今日本全体産業界には労働組合同盟会日本総同盟労働組合が結成されて居り、各産業の事業を支配して居ます。私共の会社従業員の主義綱領を研究して見ますが、我々の労働組合中最も左翼的傾向の強硬なるものを選び、終に加入したのであります。彼ら労働組合は産業界の労働者を作り上げたる根本の主張とはすなはち、経営を掌握し以て産業の健全なる発達を計るものを目的とするものであります。故に此事業を停止せられ労働組合を必然のこと懸念するのであります。

従来私達労働者の労力提供に對する報酬もあります。私達は賃金に依て生活を営むものでありますが賃金の制定に極めて適當に決定せらるべきものと思ひます。今迄の如く私達の賃金は

財團法人 協調會